

個人情報保護委員会（第 338 回）議事概要

- 1 日 時：令和 7 年 10 月 29 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、穴戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、
澤田参事官

4 議事の概要

（１）議題 1：EU の十分性認定の対象範囲の拡大への対応について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

手塚委員長から「9 月 18 日に実施したマグラー委員との会談における重要な協議事項は、十分性認定の対象範囲の拡大の協議について、一定のスケジュールを意識して詰めの協議を行うという点と、相対的に作業が進んだ学術研究分野とともに、公的部門についても遅滞なく検討を進め、両者そろって決着させるという点について、双方の認識を共通のものとするものであった。今回の共同プレス声明では、これらの点についての双方の共通認識を示すことができた。これは大きな進展であった。

事務局においては、本会談での成果を活かし、対象範囲を拡大させた日 EU 相互認証の早期発効に向けて、引き続き努力してもらいたい」旨の発言があった。

大島委員から「私も、欧州委員会マグラー委員と、手塚委員長就任前の今年 4 月 9 日にブリュッセルで会談し、日 EU 相互認証の拡大について協議を行ったところである。

今般、手塚委員長が、EU 側のカウンターパートであるマグラー委員と直接会談し、今年 4 月に私が実施した会談から更なる進展が見られたことは、大変喜ばしい。特に、4 月の会談の際には、決定に向けたスケジュールのイメージが明確でなく、また、EU 側から、学術研究分野を先行させたいとの意向が提示され、今後の進捗の不安材料になることが懸念されたが、今回の会談で、その点が相当程度、軽減できたのではないかと。

相互認証の枠組みの更なる発展は、当委員会の国際戦略においても最優先課題とされており、引き続いての協議の進展に大いに期待したい」旨の発言があった。

（２）議題 2：第 47 回世界プライバシー会議（GPA）結果報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

浅井委員から「GPA というグローバル規模の国際会議に参加し、幅広い

分野に関するセッションを聴取し、多くの学びがあった。また、私自身を含め、当委員会から複数のパネルセッションへの登壇機会があり、個人情報保護委員会の取組を国際的に発信する大変意義深い機会となった。私は、これまでも毎年のGPA総会へ参加してきた。対面開催では、2022年トルコ、2023年バミューダ、2024年ジャージーに続いて、今回の韓国で4回目となった。対面参加を重ねて、他国・地域の個人情報保護当局等、多数のカウンターパートとのコミュニケーションを深めることで、有益な人的ネットワークを構築することができたと思う。GPAは、当委員会の取組を積極的に発信する場であり、また、プレゼンス向上に貢献できる重要な機会であると考え」旨の発言があった。

手塚委員長から「私は、今回初めてのGPA出席となった。本会議は、AIをテーマとして開催されたものだが、主催国韓国の本会議にかける熱意、さらには、国家を挙げてAIを推進していく姿勢に非常に感銘を受けたところである。国内業務の関係から、オープンセッションのみの参加となったが、基調講演や各セッションを聴取することで、最新の国際的な潮流の把握に努めた。

また、GPAと並行して、海外の個人情報保護機関とのバイ会談4件を実施した。このバイ会談では、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）推進のための取組を含め、日本の立場を発信するとともに、MOC協力覚書締結の可能性を探るなど、関係強化のための率直な意見交換を通じて、相互理解を深めることができた。引き続き、持続的な協力関係の構築を進めていきたい。今回初めてGPAへ出席したが、他国・地域の個人情報保護機関や関係団体等、多くの関係者と直接意見交換を行い、大変有意義な機会となった。引き続き、当委員会の取組を積極的に発信しながら、プレゼンスの向上を推進していきたい」旨の発言があった。

水島専門委員から「GPA総会に出席し、国際的動向の把握及び各国当局との連携構築を図った。今後は、本総会で得た知見と構築した関係を活かし、PPCの国際的プレゼンスの一層の向上に貢献したいと考えている」旨のコメントがあり、事務局が代読した。

（３）議題３：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

清水委員から「１点意見を申し述べる。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の安全管理措置の遵守状況の確認精度を高めるため、今年度の定期的な報告においては、「研修未受講者への対応」と「ログの分析等」の報告項目が新たに追加された。一方で、番号法に基づく立入検査においては、定期的な報告における報告項目以外の項目に

においても、不備事項が認められていると承知している。立入検査の結果を踏まえ、引き続き、報告項目の変更等を検討いただきたい」旨の発言があった。

これに対し、片岡参事官から「今年度、新たに追加した報告項目については、他の報告項目よりも未実施となっている割合が高くなっていることが確認されており、これまでの定期的な報告の項目では見いだすことができていなかった点を明らかにすることができた。御指摘のとおり、立入検査の結果を踏まえて、来年度の調査において、報告内容の一部見直しを検討したい。具体的には、例えば、立入検査において、サーバの管理等の物理的安全管理措置についての指摘が目立っていることを踏まえて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」で求めている情報システム室等の入退室の記録などの措置に関する項目を来年度の調査における項目として追加すること等を検討したい」旨の発言があった。

以上